



令和4年4月26日

## 後遺症を含む新型コロナウイルス感染症に関する区民相談について

世田谷区では、新型コロナウイルス感染症後遺症アンケートの調査結果を踏まえ、後遺症に起因する仕事や生活、事業等の相談について総合的に対応できるよう、保健所をはじめ各窓口で実施している相談業務の内容を共有します。迅速に適切な窓口につないで必要な支援を区民が受けられるよう体制を整備するとともに、区民周知を図ります。

### 1 各相談窓口での対応と連携

- (1) 世田谷区コロナ後遺症相談窓口（世田谷保健所）
  - ・新型コロナウイルス感染症後遺症に関する健康面での不安等の相談に対応
  - ・相談に際し、仕事や日常生活上のエピソードがあった際には労働関係等のお困りごとについて声掛けを行い、不安に思っていることの内容に応じ、適切な窓口迅速につなぐ。
- (2) 社会保険・労働相談（(公財) 世田谷区産業振興公社：三茶おしごとカフェ）
  - ・検査の強制、退職の強要、職場でのハラスメント等の労働に関連する相談について社会保険労務士が専門的な立場から相談支援を行う。
  - ・必要に応じ、労働基準監督署や東京都労働相談情報センターを紹介し、さらなる対応につなげるよう支援
- (3) ぷらっとホーム世田谷相談窓口（(社福) 世田谷区社会福祉協議会）
  - ・仕事や収入の減少など身の回りの様々な生活での困りごとの相談
  - ・生活再建に関する相談
- (4) 事業者総合経営相談（(公財) 世田谷区産業振興公社）
  - ・フリーランスの方を含む個人事業主の方の経営悪化に伴う各種給付金等の相談、融資、経営改善に向けた事業計画の相談等

### 2 周知について

- ・ポスターを区の広報板に掲示し、まちづくりセンター等でチラシを配布するほかホームページやSNS等を通じ、後遺症に悩む区民の方が「相談できる」ことを知ってもらえるよう工夫する。

◎問合せ先 工業・ものづくり・雇用促進課

電話03-3411-6662